

共通番号制度導入のための「マイナンバー法」案の制定に反対する会長声明

2012年2月14日、政府は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」案、いわゆる「マイナンバー法」案を国会に提出した。同法案は、社会保障の給付と負担の公平性、明確性の確保、国民の利便性の向上と行政運営の効率化などを目的として、全ての国民と外国人住民1人1人に識別番号（共通番号）を付し、所得や社会保障給付等の個人データを、情報提供ネットワークシステムによって名寄せ・統合する制度（社会保障・税共通番号制度）を創設しようというものである。

しかし、共通番号制度は、国民の基本的人権であるプライバシー権を侵害するおそれが高くて高く、導入は容認できない。

共通番号によって結びつけられる情報は、年金、健康保険、介護保険、税務等、個人の生活全般に関わる広範囲のものとなっている上、民間分野においても共通番号を利用することが予定されている。そのため、情報漏洩や不正利用によって、深刻なプライバシー権の侵害が生じるおそれがある。同法案は、「個人番号情報保護委員会」を設置し、個人情報取扱いに関する監視又は監督等を行わせることとしているが、同委員会はわずか7名の組織であり、どの程度の監視が可能であるのか不明である。

そもそも共通番号制度を導入しても、全ての取引や所得を把握することは不可能であり、「社会保障の給付と負担の公平性、明確性の確保」という目的を実現することはできない。それどころか、共通番号制度の導入により、社会保障が必要に応じて給付されるのではなく、保険料や税の負担に応じて給付額が抑えられる仕組みに変質してしまうのではないかと懸念が指摘されているところである。

また共通番号制度の導入には6100億円の費用が必要と試算されており、さらに維持管理費用もかかるどころ、「国民の利便性の向上と行政運営の効率化」にどれほど資するものであるかは明らかにされておらず、具体的な費用対効果が検討されているとは言い難い。

このように、共通番号制度導入のための「マイナンバー法」案は、深刻なプライバシー権の侵害のおそれをはじめさまざまな問題を有するにもかかわらず、政府の調査によれば、同法案の内容は国民にほとんど理解されていない。制度の導入に向けて、十分な国民的議論がなされたとは言えない状況である。

よって当会は、同法案の制定に強く反対するものである。

2012年（平成24年）8月2日
宮崎県弁護士会
会 長 松 田 幸 子